

第78回大阪府森林審議会

平成26年1月31日

【司会（岩下総括主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第78回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の岩下でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

本日の審議会でございますが、委員15名中委員本人12名、委員代理1名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第、裏面が配付資料一覧となっております。次に、大阪府森林審議会規程でございます。次に、配席図でございます。次に、大阪地域森林計画の変更に係る諮問書の写しでございます。

次からが本日の会議の資料となります。資料1、「大阪地域森林計画の変更について」でございます。次に、資料2、「大阪の森林再生を目指して 放置森林対策行動計画」でございます。次に、資料3、「「放置森林対策行動計画」改定案に対する府民意見等の募集結果」でございます。次に、資料4、「林地開発許可等実績について（報告）」でございます。最後に、資料5、「森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」の設置運営（報告）」でございます。

なお、出席確認票をまだ回収させていただいていない委員の先生におかれましては、後ほど事務局で回収させていただきます。

資料は以上でございます。資料の不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、勝又みどり推進課長からご挨拶を申し上げます。

【勝又みどり推進課長】 おはようございます。みどり推進課長の勝又でございます。第78回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、近年大阪府では、1時間雨量50ミリを超える豪雨の発生件数が顕著に増加しております。また、昨夏には9月15日から16日にかけて、台風18号が上陸し、近畿地方、東海地方を中心として総雨量400ミリを超える地域が多数観測され、ここ大阪府におきましても、和泉市父鬼地区で24時間雨量が325ミリ、総雨量が348ミリを記録するなど、府内各地に豪雨をもたらしました。

この結果、林地の被害は府下で25カ所、林道被害は33路線75カ所で発生し、特に被害の著しい千早赤阪村水分地区で、国庫補助によります災害関連緊急治山事業を実施しておりますほか、河内長野市滝畑千石谷地区ほか、3路線7カ所で林道の施設災害復旧事業を行っておるところでございます。このような状況の中、今後ますます森林の持つ土砂流出防止機能や保水機能といった防災機能の重要性が増すと考えられ、そのためには、可能な限り放置森林をなくし、森林を適切かつ持続的に保全管理していくことが重要であると認識しております。

前回の審議会では、森林の持つ公益的機能の向上を図るため、木材利用拡大施策の強化を盛り込んだ放置森林対策行動計画の改定案を、この審議会においてご提示いたしました。各委員の皆様からいただきました貴重な意見を反映した後、パブリックコメントを実施し、昨年12月に計画の改定を行いました。内容につきましては後ほど説明させていただきますが、本計画に基づきしっかりと取り組みを進めていきたいと考えております。

さて、本日の議題でございますが、最初に、大阪地域森林計画の変更につきましてご審議をいただきます。続きまして、放置森林対策行動計画の変更と林地開発許可実績の2件についてご報告をさせていただきます。また、その他といたしまして、本審議会でも森林施策に対する財源の確保の検討について意見をいただいておりますところでございますが、昨年12月に議会の議決を得て、「森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を新たに設置し、都市緑化を含めた府域のみどり施策の推進と、その財源の確保について検討していくこととなりましたので、その他の事項のところでございますが、その件につきましてもご説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様方には限られた時間ではございますが、何とぞご協力の上、忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【司会（岩下総括主査）】 次に、本日まで出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（岩下総括主査）】 なお、大浦委員と前川委員におかれましては、所用のため、本日はご欠席でございます。前川委員につきましては、急遽ご欠席となりましたため、お手元の配席表にはお名前が入っておりますので、ご了承ください。

以上でご紹介を終わらせていただきます。

議事に入らせていただく前に、本日、府からの出席者をご紹介します。

北部農と緑の総合事務所、青山所長でございます。

【青山北部農と緑の総合事務所長】 よろしく申し上げます。

【司会（岩下総括主査）】 中部農と緑の総合事務所、諸岡所長でございます。

【諸岡中部農と緑の総合事務所長】 諸岡でございます。よろしく申し上げます。

【司会（岩下総括主査）】 南河内農と緑の総合事務所、原所長でございます。

【原南河内農と緑の総合事務所長】 原でございます。よろしく申し上げます。

【司会（岩下総括主査）】 泉州農と緑の総合事務所、森井地域政策室長でございます。

【森井泉州農と緑の総合事務所地域政策室長】 森井でございます。よろしく申し上げます。

【司会（岩下総括主査）】 あわせまして、本日、大阪府立環境農林水産総合研究所の大河内理事長もご出席いただいております。

【大河内環境農林水産総合研究所理事長】 大河内でございます。よろしく申し上げます。

【司会（岩下総括主査）】 それでは、議事に入らせていただきます。

これ以降は、審議会規程第5条第1項の規定によりまして、古川会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、古川会長、よろしくお願いいたします。

【古川会長】 皆さん、おはようございます。

平成26年の新年もはや1カ月を過ぎようとしておるわけですが、委員の先生方には大変ご多忙のところ、遠方までご出席いただき、ほんとうにありがとうございます。

いろいろ問題が複雑でございます。国のほうを見たら、きのうからもう総理の代表質問のあれがありまして、きょうもまだやるわけですが、いろいろなことを言うておられます

けどね。今言うておられる人が、昔やっていた人が、アベノミクスがけしからんとか、いや何がこうだとか言うておられますけど、国会見ているで大変ですわ。大阪府の中を見ても今都市構想でもめにもめて、私はよく言うんですよね、大阪府大と市大を1つにしようとか、何を言うてるんだというのや。泉北高速鉄道を売ろうと、それは売るのは勝手ですけども、じゃ、地元の議員が反対でこれ否決しましたわ。そのときに、松井一郎知事が言いよることには、泉北高速鉄道は大阪府民の一部が乗っているだけだと、こういうことを言いよるもんね。それともう1つ、それを売った売却で、地下鉄の延伸、箕面まで2駅つくると。そして、モノレールを八尾までか、これもほんとう言うたら一部の人しか乗らない。君何を言うてるんだと、この間、文句言うたんですが。そんなことで、右往左往しておりますけど、ひとつこの森林審議会、皆さんのご協力によりまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議に入らせていただき、座らせていただきますので、よろしくどうぞお願ひします。

まず、本日の議事録署名委員ですが、藤平委員と三好委員のお二方にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議事に入らせていただきます。

大阪府地域森林計画の変更についての諮問がございます。諮問の内容につきましては、事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。

【栃原主査】 大阪地域森林計画の変更について説明させていただきます。

私は、みどり推進課森林整備グループの栃原と申します。よろしくお願ひいたします。

恐縮ですが、座らせていただいて説明させていただきます。

まず、計画変更の内容を説明させていただく前に、配付しておりますお手元の資料の中で、知事から審議会会長宛ての「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」とある諮問書をごらんください。よろしいでしょうか。

森林法第5条第5項に基づき、地域森林計画を変更するに当たりましては、森林法第6条第3項の規定によりまして、審議会の意見を聞くこととされていますので、今回の地域森林計画の変更につきましても、本諮問書により諮問させていただいている次第でございます。

それでは、資料1に基づきまして、地域森林計画の変更概要について説明させていただ

きます。

資料1の1ページをごらんください。

地域森林計画は農林水産大臣が策定します全国森林計画に即しまして、民有林の森林機能別の整備の方向や伐採、間伐、造林の整備目標などについて、10年を1期としまして、5年ごとに樹立するものです。そして、この計画を指針として、市町村におきましては、市町村森林整備計画を策定することとなっています。現在の大阪地域森林計画は、平成22年4月1日よりスタートしております。地域森林計画に記載する事項につきましては、対象とする森林の区域など、その1ページの黒丸の部分の事項、一番上の森林の区域から、一番下の保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項、こういった項目を地域森林計画で定めることとなっています。

そして、今回お諮りする地域森林計画の変更の内容についてですけれども、2ページから3ページに記載しておりますとおり、阪南市及び岬町における林地開発の完了に伴いまして、231ヘクタールの森林区域の減少となっております。

それでは、具体的にそれぞれの地区においてどういった内容かということですが、阪南市につきましては、資料の10ページをごらんください。

こちらに図面をつけてございますが、こちらの図面で黒く塗り潰された部分が、今回森林区域から除外される部分です。こちらにつきましては、阪南市の桃の木台におきまして、大阪府が林地開発により住宅地造成を行い、それが完了しましたので、今回森林区域から除外するもので、面積にして129ヘクタールの減少となっています。

続きまして、岬町につきましては、同じく資料の12ページをごらんください。

こちらにも図面をつけておりまして、先ほどと同様、黒く塗り潰された部分が、今回森林区域から除外される部分となります。こちらは岬町多奈川の多目的公園の造成に伴うものでございまして、減少面積は102ヘクタールとなっております。

以上の、阪南市、岬町、両市町分を合わせた231ヘクタールの森林区域面積の減少が、今回の地域森林計画の変更内容でございます。

なお、この計画変更に当たりましては、昨年末に大阪府広報により公示を行いまして、平成25年12月26日から平成26年1月24日までの30日間、縦覧期間に供しましたところ、特にご意見等はございませんでしたので申し添えます。

なお、今後についてですけれども、本日、この審議会で変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議いたしまして計画変更の決定を行い、最終的に公表を行うということで

進めていきたいと考えております。

以上で、地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

【古川会長】 ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、委員の先生方から何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。

はい、どうぞ、吉田先生。

【吉田委員】 大変細かいことで恐縮でございますけれども、11ページと13ページの調査の概要の中ほどの森林面積の用途別内訳の右側に、開発後の用途としまして、11ページでは「残置森林」、それから、13ページでは「残置する森林」というふうに、違ったものなのか、同じものであったら統一されたほうがいいような感じがしましたが、その辺、ちょっとお教えいただきたいと思います。

【栃原主査】 すいません。ちょっとタイプ打ちのときのミスで、同じ「残置森林」ということで。

【吉田委員】 「残置森林」でいいんですね。

【栃原主査】 はい。

【吉田委員】 そしたら、13ページの「残置する森林」の下の「造成する森林」はどうなりますでしょうか。ついでで。非常に細かくてすいません。

【栃原主査】 それにつきましても、「造成する森林・緑地」ということで、統一というところで。

【吉田委員】 それは統一ですか。じゃ、お願いします。

【古川会長】 吉田先生、よろしいですか。

【吉田委員】 もう結構でございます。どうも細かいことですいません。

【古川会長】 ちょっと、僕も耳遠くなってるんで、委員の先生もこっちだから、もうちょっと大きい声を出していただきたいと思います。

ほかに、委員の先生方。岡崎先生、どうぞ。

【岡崎委員】 声大きいので大丈夫なんですけれども、聞こえないですか。はい、わかりました。

この両方、結構面積が大きいんですけれども、もともとの立地というのは人工林だったところなんですか。それとも、自然林の減少、どちらにつながるんですか。そこをちょっとお教えください。

【栃原主査】 もとの森林の状況ということで理解してよろしいでしょうか。

【岡崎委員】　　そうです。多分、大阪府の森林面積とか考えていくときに、人工林とか今まで造成林等のそういう林と、それから、自然林の減少とちょっとニュアンスが違うと思いますので、どちらなのか、この機会にお教えいただけたらと思います。よろしく願います。

【赤井森林整備補佐】　　みどり推進課の赤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この阪南市、岬町でございますけども、いわゆる泉州地域の南部のほうになるんですけども、こちらの森林資源としましては、もともとアカマツ主体の山が多かった地域でございますけども、昭和50年ぐらいの松枯れの被害を受けまして、その後、主に広葉樹に転換している森林が多いということで、今回のこの林地開発に係った部分につきましても、一部、人工林のスギ・ヒノキがございましたけども、大半が、アカマツが広葉樹に転換した二次林的な森林であったということでございます。

【岡崎委員】　　わかりました。ありがとうございます。

【古川会長】　　よろしいですか。

【岡崎委員】　　はい。

【増田委員】　　私も1点だけいいですか。

【古川会長】　　増田先生、どうぞ。

【増田委員】　　少し不思議やなと思うのは、開発行為の中で、多目的公園の造成とか住宅地の造成と出てきますよね。そやけど、本来は閑空を埋めるための土採跡地なんですよ。きょうの説明やと住宅開発のために林地開発したように見えたり、多目的公園の造成のために林地開発したように見えるんですよ。実態は閑空の埋め立て土砂をつくるために土採りをした跡を、要するに、多分変更手続をして住宅地開発をしたり、多目的公園の造成、跡地の利用としてその辺ちゃんと説明しておいたほうが、今さらこんな大きな開発のために森林開発してるのかというふうな誤解を受けるん違うかなと思うんですよ、説明のときに。多分、皆さん方もちょっと不思議で、こんな時期に何でこんな200ヘクタール近くも開発行為が発生するんやろうみたいなね。それ、コメントでございます。

【古川会長】　　答弁よろしいですか。

【増田委員】　　聞きましょうか。

【古川会長】　　何かあるか。

【赤井森林整備補佐】　　今、増田先生ご指摘のとおり、その2カ所につきましては、ど

ちらも関空の埋め立てのための土採りの開発地でございます。阪南のほうは、第1期の埋め立て、それで、岬のほうが第2期の工事のための土砂の採取を行ったというところでございます。直接的にはもちろん土採りということなんですけども、ある目的、最終的な跡地の利用目的がございましたので、行為としては、住宅地とあと多目的公園ということになってございますけども、ちょっとご説明のほうは不十分であったかと思っておりますので、今後気をつけさせていただくと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【増田委員】 結構でございます。

【波田参事】 ちょっと補足しますと、資料の阪南地域につきましては、11ページの備考の欄に記載させておりますように、当初62年4月に、関空土石採取ということで協議に同意しております。その後、土石の採取がめどがつきまして、その後の土地利用につきまして、跡地を住宅地造成するというので、平成5年3月に、変更協議を同意したものです。それが、24年3月に完了いたしまして、25年完了確認を終えたということで、今回、地域森林計画から除外すると、そういう内容のものでございます。

同様、13ページの岬町でございますが、岬町も、増田先生からご指摘がありましたように、関空2期に、11年6月に、土石の採取ということで協議に同意しております。その後、土地利用が固まってきたということで、平成18年10月に多目的公園の造成ということで変更協議を同意いたしました。こちらにつきましても、25年3月に計画どおり開発が行われましたので、昨年7月に完了確認を終えて、今般、地域森林区域から除外するというものでございます。

説明不足で申しわけございませんでした。

【古川会長】 ほかに。

岡崎委員、どうぞ。

【岡崎委員】 ちょうどいろんなこと教えていただいて、非常に勉強になったんですけども、多分この面積の減少というのが、基本的には、この後で、大阪府のこの森林対策行動計画の中の最初のほうに、管理状況でどのように対応するか、この面積の減少になってくるので、結構10ヘクタール前後というのは小さくはないものなんですよね。だから、その辺と照らし合わせてご説明していただけたらありがたいなど、後でも多分今までやっていた中でこの部分が減って、自然林に対してのケアはちょっと減ってきますとか、人工林についてはどっちになるか、ちょっと今だと多分、放置林のほうの面積は減ってくる形になるんですかね。だから、その辺を、後でまたご説明していただけるとありがたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。

【古川会長】 よろしいですか。

【岡崎委員】 はい、よろしいです。

【古川会長】 ほかにございせんか。

それでは、ご意見、ご質問がないようございせんので、本案につきましては、皆様に
お諮りをいたしたいと存じます。

大阪地域森林計画の変更について、妥当とする旨、答申したいと存じますが、ご異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、妥当とする旨、答申させていただきます。

以上で議事は終了しましたが、引き続き、事務局より報告事項がありますので、報告1、
放置森林対策行動計画の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

【北山森づくり支援補佐】 みどり推進課森づくり支援グループ北山です。よろしくお
願ひいたします。

私のほうからは、放置森林対策行動計画の改定についてご説明をさせていただきます。

申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

この放置森林対策行動計画につきましては、昨年9月の当審議会におきまして、改定の
方向性についてのご意見をいただきました。そのご意見も踏まえまして、改定案を作成の
上、11月に府民向けのパブリックコメントを実施して、12月にパブリックコメントの
結果も踏まえて、改めて各委員の皆様からご意見をいただいた上で改定をしたところで
ございます。

本日は、この行動計画の改定の内容を、お時間をいただきまして、改めてご説明させて
いただくとともに、12月にいただいたご意見を踏まえて、内容の修正を加えた点などの
説明もさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料2、大阪の森林再生を目指して、放置森林対策行動計画という
冊子をごらんください。

ページをめくっていただきまして、まず、1ページです。

ここについては、内容そのものについての改正、改定はしておりません。若干、表現に
不十分な点がありましたので補足はしてあります。もともとこの計画につきましては、1

ページの一番下にあります計画の期間ということで、平成19年度から28年度までの10年間の計画で、19年度から24年度までの6年間、これは京都議定書の第一約束期間に合わせておるんですけども、この6年間を「前期」、それから、25年度から28年度までの4年間を「後期」ということで区分させていただいております。

この前期につきましては、上のフローチャートにもありますけども、特に放置された人工林、間伐がおくれた人工林ですとか、放置されて拡大している竹林にターゲットを置いて、対策をとっていくということで対策を進めてきたところでございます。とりわけ、間伐につきましては、森林が持つ公益的機能、災害防止ですとか、あるいは、CO₂の吸収・固定というような機能を早急に発揮させる必要があるということで、搬出を伴わないものであっても、とにかく切り捨てであっても、間伐を緊急に進めようということで目標値を設定して、間伐の実施をしてきたところでございます。

今回、25年度から後期がスタートするのに合わせて、行動計画を改定させていただいたんですが、そのあたりが、2ページのほうの3の行動計画の改定の趣旨ということになります。これまでは、先ほど申しましたように、切り捨てでもとにかく間伐をして、荒れた森林を正常な状態に戻すということに力点を置いてきたわけなんですけども、近年、府内のスギ・ヒノキの人工林、特に戦後植栽したものを中心に、11齢級、51年生以上のものが半分以上を占めるようになってきて、これがさらに10年後には65%にまで上がってくるということで、これまでの森林の保育を進めていく時期から、収穫して利用する時期に移行しつつあるということで、その点を踏まえた計画の改定が必要になると、要は、木材の利用拡大を図るということに視点を置いた計画の改定を行ったところでございます。

そのあたりが2ページの下段に書いております。ポイントとして3つございますが、まず、収穫期にある人工林の伐採と搬出を進めることによって、森林の公益的機能を向上させる。2点目としまして、木材の利用を拡大することによって、林業で利益を得て、それがまた山に投資されるという、そういうサイクルが成り立つように促していくと。それから3点目としまして、川上と川下が連携して行動していくように、木材利用に関する目標値を設定して行動していくということになっております。

ページをめくっていただきまして、3ページ、4ページの基本的な考え方、基本方針ですとか基本施策、ここについては、従来の計画を踏襲しております。

次に5ページのほうですが、行動目標としまして、これまでは特に人工林の間伐実施面積、この中段の数値目標というところですけども、人工林の間伐の面積に焦点を当ててお

ります。前期で、平成19年から24年で目標6,100ヘクタール、後期で、25年から28年の目標4,000ヘクタールと、これを大きな目標としてきたところなんです、今回の改定によりまして、その右下にございます木材利用量ということで、この数値の設定をしております。平成28年度、計画の終期には、年間の府内産木材の利用量、これはすなわち、府内産の素材の供給量ということになります、これを1万4,000立米に引き上げるというような計画になっております。

6ページ以降で、そのために具体的に何をしていくのかということを書いております。

6ページ、7ページは、この計画が多様な主体が協働して取り組んでいこうということでもございますので、それぞれの関係者はどういう役割を果たしていただくかということを一覧にまとめた目次ということになっております。

8ページ以降、具体的な対策を書いているところでございます。

最初8ページにつきましては、おおむね前回の計画を踏襲しておりまして、次、めくっていただきまして、9ページの最初になります。

大きく2つ枠で囲んでおるんですけども、森林経営計画の策定と林業活動促進地区の認定、この2点が加わっております。これはもう先ほどから申していますように、木材の利用拡大を図る、これまでの切り捨て間伐ではなくて、間伐材を搬出して利用していく体制をつくっていくということで、そのためには、間伐材が搬出できるように、例えば、路網を整備するですとか、あるいは、安定して間伐材、木材を供給できる体制が必要ですので、施業の集約化を進めるということで、そのために森林経営計画の策定と、それから、その出てきた材を製材所と連携して加工して使っていく体制をつくるということで、川上から川中、川下の連携ができる林業活動促進地区の認定という、この2点を追加しているところでございます。

すいません、これが、1番の地域指定型の対策ということになります。

次、10ページのほうがキャラバン型の対策ということで、これは主に府民協働で対策を進めていくということになります。ここにつきましては、おおむね従来の計画を踏襲していくということで、例えば11ページのほうですが、アドプトフォレスト制度、企業参加の森づくり、これにつきましては現在、府内各地で40社以上の企業さん、あるいは団体の方にご協力をいただきまして、府内の森林において森林整備活動を行っていただいているところでございます。

それから、12ページのほうで、森林ボランティアの育成ですとか、活動の参加促進と

というようなことを挙げております。とりわけ、12ページの最初にあります、森づくり活動講座の開催というところなんですけども、今回、課題として挙げていただいておりますボランティアの構成員の高齢化ですとか固定化という問題がございましたので、いかに若い人を呼び込むかというような対策は必要であるというご指摘も受けまして、この森づくり活動講座の開催のところで、ポツの2つ目にあります、大学の講座に森づくり活動講座を取り入れるなど、若い世代に参加を呼びかけていくというような対策をとっていきたいと考えております。

各委員の先生方におかれましても、ぜひ、学生さんがボランティアに参加いただけるように、また、ご協力をいただければと思います。

それから、ページをめくっていただきまして、13ページの一番最後になります。

スモールビジネスの取り組み支援ということで、これにつきましては、ボランティア活動とはいえ、やはり活動経費が必要になってくると。そのあたりの基盤がないと、なかなか継続的、安定的に活動が進まないということもあるかと思っておりますので、少しでも山の産物で収益を得て、その収益を活用して活動が続けられるようにすると、そういう取り組みを支援していきたいという考え方でございます。例えば広葉樹の整備で発生した木をまきとして販売する、あるいは炭として販売する。そういうようなことが考えられるかと思っております。あとは、竹の利用ということで、特に竹林の整備をやられているボランティアの方は、竹は切っても切っても出てきますので、切ったものがどんどんたまってくる一方で、非常に困っているというような状況もございますので、こういう蓄材の利用ということも1つの課題となっております。このあたりが何か解決できればということで考えております。

次、14ページのほうですが、ここが今回の改定の大きなポイントになります。放置森林の発生防止対策ということで、要は、木材利用を拡大することによって森林の整備が進むと、結果的に放置森林の発生が防止されるという考え方でございます。

1点目の府内産木材の認証制度ですが、これにつきましては、昨年度、平成24年度に大阪材の認証制度というものを創設しましたので、これを活用しながら、木材の地産地消を進めていくということでございます。

それから、路網整備ですとか、高性能林業機械の導入ということで、これは作業道の整備に対する支援、あるいは、林業機械の導入に対する支援というハード的な支援ももちろんなんですけど、ポツの2つ目にありますように、そういう機械を使えるオペレーターです

とか、あるいは、安全な道をつけられる作業員、そういう技術者の育成ということも必要ということで、そういうことに取り組んでいきたいと考えております。

それから、3つ目の木材資源のカスケード利用ということで、多段階での利用ということで書いておりますが、要は、これは発生したものは無駄なく全部使っていかうという考え方でございまして、間伐材を使ったコンクリート用の型枠合板ですとか、あるいは、B材、C材と呼ばれるような材について、合板会社、あるいはチップ、特に近年、木質バイオマス発電というのが増えておりますので、そういうところへの供給ができるように、例えば需要者との供給協定を締結するというような対策を進めていくということでございます。

次に、15ページをごらんください。

この木の駅プロジェクトということでございますが、これは従来の計画では、間伐材の共同収集ということで載っておりました。これまでも、間伐材を一定どこかの土場に集積して、それを企業といいますか、チップ業者などの需要者に買い取っていただくという取り組みを試行的に進めてきたところですが、先ほども申しましたように、電力の固定価格買取制度がございまして、今、木質バイオマス発電の計画が全国各地で出てきております。これまではあまり需要のなかった間伐材の、いわゆるB材、C材というものも非常に需要が高まるのではないかということが想定されますので、こういう方法をとって供給の体制を整えるということと、その一方で、これに参加していただくことによって、今まで山は金になれへんから興味がないというようなことで思われていた森林所有者の方に、少しでも関心を持っていただきたい。特に、若手の後継者の方ですとか、サラリーマンをされているような方に、日曜林家として参加いただければと考えているところでございます。

それから、次に、16ページのほうにまいりまして、住宅分野での利用促進と。やはり、木材の利用の大半を占めますのは住宅での利用ということでございますので、これを何とか進めていきたいということで、1つの案としまして、木づかい評価制度という書き方をしておりますけれども、木材を使ったことが評価されるというような制度、何か認定が受けられるということで、そういう付加価値をつけることによって、木材を使っていただくような方法がとれないかということを検討していきたいと。それから、あわせて、木材製品そのものも高付加価値化していくと。例えば、窓のサッシですね。木製サッシなんかでも昔と違って今は非常にいいものが出てきていますので、そういう新たな使い方を進めていくということが必要と考えております。

それから、次の竹資源の有効活用ですが、これは、先ほどボランディアのところでも申しましたように、やはり、切った後の竹の使い道がないと、なかなか竹林の整備というのにも回っていかないということがございますので、こういう竹資源を活用する事業者さんと実際に竹林の整備の活動をされている方をマッチングしていくということに取り組んでいきたいと考えております。具体的には、今いろいろ竹の使い道がありまして、竹を一旦粉末にしまして、それをまた固めて食器にするというような使い方ですとか、あるいは、合板、ファイバーボードということで、竹を使ったファイバーボード、これは構造用なんかにも使えるといいんですけども、そういう合板として使うような用途もございます。そういうところがまだまだなかなか、それが通常の商品としてどんどん流れているということではないんですけども、そういうところに竹の材を供給しながら、もっと使っていただけるようにというような取り組みが進められればと考えております。

次に、ページめくっていただきまして、17ページです。

この木育の促進ということで、このあたりが今年度から特に取り組んでいるところでございますが、子供のうちから木に親しんでもらおうという思いと、それから、やはりそもそも子育てに木を取り入れるというのは、子供にとっても非常にいいことであると。保育園の保育室なんか内装が木であれば、非常に子供の健康にもいい影響を及ぼすということで、こういうところにどんどん使っていただきたい。そのための取り組みを進めていこうということでございます。

具体的なものとしましては、今年度から、一園一室木質化ということで、保育園の保育室の内装を木質化する。その内装の木質化に対しまして補助金を出すというようなことをやっております。それとあわせて、「木のぬくもりネット」活動ということで、これは、これまでも行政だけではなくて、NPOですとか、企業さんなんかも木育という取り組み、個別にやられているところはたくさんありますので、そういうところとネットワークを組みまして、より充実して木育活動を広げていければということで考えているところでございます。あわせて、地域の工務店向けのセミナーを開催しまして、これを、「木のぬくもりネット」サポーターということで位置づけて、工務店に木材のよさというのをもっと宣伝してもらおうというようなことも進めていきたいと考えております。

府内産材を住宅で使っていただくということに当たっては、なかなかPRする先がどこかというのが難しいところではあるんですけども、やはり、地場の工務店でこだわった住宅を建てておられるようなところ、そういうところに宣伝をしていただくのが一番効果的

ではないかということで考えておりますので、そういう工務店さんを集めて仲間にして、一緒にPRをしていくということをしたと考えているところです。

ちなみに、本日資料はつけておりませんが、この「木のぬくもりネット」関連の活動ということで、3月6日と3月30日に、こういう親子向けですとか、あるいは木材を使った商品を紹介するようなイベントを開催することにしております。また、改めて何らかの方法で委員の皆様にもお知らせしたいと思っておりますので、ぜひ、のぞいていただければと思います。

それから、具体的取り組みの最後になりますが、18ページ、地域産材活用フォーラムです。これにつきましては、今まで、川上から川下、林業者、それから、木材の加工業者、大工、工務店というその関係者が、なかなか連携して何かをするという機会、あるいはそういう場がなかったということがございましたので、皆さん集まっていただいて、どうやって木材を使っていくのかということと一緒に取り組んでいく場として設置したものでございます。24年度に設置しまして、今、順次、連携した活動に取り組んでいるところでございます。先ほど申しましたイベントなんかも、このフォーラムが主体となって開催していただくということになっております。

以上が、具体的な取り組みの計画でございまして、最後19ページに進捗状況の検証ということで、この行動計画の進捗につきましては、毎年度、この審議会にご報告をさせていただいて、内容を精査していただくと。必要があれば計画の見直しも図っていくというようなことで、フィードバックしながら取り組んでいきたいということで考えております。

なお、あと、資料の3としまして、府民向けの意見募集、パブリックコメントの結果をおつけしております。これにつきましても、事前に委員の皆様から意見をいただきまして、内容のほうを一部修正した上で、結果を公表しているところでございます。個別の内容の説明については省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

【古川会長】 よろしいですか。

【北山森づくり支援補佐】 はい。

【古川会長】 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、委員の先生方から何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【小杉委員】 2点あるんですけども、まず、5ページの行動目標のところなんですけれども、数値目標が挙がっていると思うんですけども、ここで目標に掲げることというのは、10年間の目標を書いているのか、それとも、後半の分について、前半の達成を踏まえて、後半の目標を書くのかというところが少しちょっとぶれているような気がしまして、最初に現状というのは、前半過ぎてのパーセンテージが書いてあるんでしょうかね。それで、後半、前期通じて目標というのが書いてあるのだと思うんですけど、この後、前期目標、後期目標とそれぞれの数値が挙がっていて、少しちょっと視点を統一したほうがいいのかなと思いました。

そう思って見ますと、その下の竹林整備面積というのは、多分10年全体の目標かなと思います。あと、ボランティアとか木材利用量についても10年全体の分が書いてある。ただ、公的関与による間伐実施面積については、前期でやった分が書いてあるんでしょうかね。あと、それを踏まえて後期の目標が書いてあるんでしょうかね。その辺が、少しちょっとわかりにくくなっていると思うので、どちらにするか視点の統一が必要かなと思います。

数値目標、非常に重要だと思うので、ここ、さっと書かれていて、特に強調もなく書かれているので、さあっと過ぎてしまうような気がしまして、やっぱり、これがいろいろ具体的な施策があるんだけど、やっぱり数字の目標というのが大きくあって、進む部分があると思いますので、もう少し強調する部分、後期に力を入れる部分というのを強調して主張したほうがいいのではないかなと思いました。

もう1点なんですけれども、基本施策のところ、3つあると思うんですけども、8ページの1というところと、10ページの2というところと、その後、14ページの3というのがありまして、それぞれ、施策、対策と書いてある後に「地域との対話を進めます」、それから、2番については「森林所有者、府民との対話を進めます」、それから、3番については「都市との対話を進めます」と書いてあるのと、今回加わったんでしょうか、それぞれの項目について、誰が関係していますというボタンがついてあるのがちょっとマッチしていなくて、かえって、誰が関係するのかというのがとてもわかりにくくなっているように思いました。そのそれぞれの施策について、それぞれ誰が関係するかというボタンは非常に具体的でいいと思うので、その1、2、3の横に書いてあるのはおやめになったらよりわかりやすいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【古川会長】 どうぞ。

【北山森づくり支援補佐】 まず、1点目の目標値の関係ですが、確かにご指摘のとおり、表示にばらつきがございます。少しご説明をさせていただきますと、5ページの数値目標のところですが、まず、人工林の間伐実施面積につきましては、現状とございますのは、この計画を策定した時点、平成18年もしくは19年の時点、計画当初の現状ということになります。これを計画の最終年には、3～7齢級は100%間伐をする、8～11齢級は必要量のうちの75%は間伐をするということで、目標値を設定しまして、その数値に合わせてはじき出された間伐の実施面積の目標が、前期6,100、後期4,000の合計1万100ヘクタールということがございます。ですから、この目標値のところは、引き続き、実績値にかかわらず当初の目標値をそのまま掲げております。これは、ですから、その10年間で1万100ヘクタールを実施するという目標値になっております。

次の竹林につきましては、ご指摘のとおり、これも計画期間中に270ヘクタールの整備を進めるということになっております。その下の3つございます、まず、1つ目の公的関与の実施面積ですが、これも先ほどの目標値6,100ヘクタールと4,000ヘクタールの内数ということで、このうち公的関与、府が実施する、あるいは府が支援をして実施する分ということで書いているもので、これもそれぞれ目標値、当初のものをそのまま書いております。ボランティアの参加者数については計画の終期の時点で、年間1万5,000人の参加を目指す。木材利用量につきましては、計画の終期の28年度で、年間1万4,000立方の利用を目指すということになっておりまして、確かに表記についてはばらつきがあるということがございます。

それから、2点目のご指摘でございますが、確かにそのとおり、タイトルのところの対象者と、それぞれの施策を実際に行う人との相違といいますか食い違いというのが出てきているところではございます。ただ、これについては、それぞれ主に誰と協力して進めていくのかという中心になる対象者ということで、このターゲット、サブタイトルのところを書いておりまして、それを受けて具体的に、じゃあ、何をやっていくのかということになったときに、それぞれの具体的な対策とそれを実施すべき対象の方がおられるということですので、この計画の取り組みの実施者と主に働きかけていきたい対象者ということで、若干相違が出ているのかなとは考えるところでは。ちょっとこの点につきましては、今そのように考えておりますけれども、また必要に応じて、内容を改めて検討していきたいと思っております。

以上です。

【古川会長】 よろしいですか。

松本委員、どうぞ。

【松本委員】 放置森林対策なんですけども、私どもの村、大体3,000ヘクタールほど人工林がございます。そのうち、きっちり間伐されておる山が大体700ヘクタール、これは、結構うちの村では山持ちさんということで熱心な方が自分で間伐なさって、きっちりできておるんですが、あとの大体二千二、三百ヘクタールというのは、もうご存じのとおりで、千早赤阪村なんかは昔から繁栄したところでございますから、非常に持ち山の面積が小さい。それとともに、戦後、スギ・ヒノキが非常に高く売れるということで、皆さんスギ・ヒノキを植林なさいまして、最近、府営間伐などで、森林組合に間伐していただいたと。ところが、非常に私どもから見ておりますと、大体30%ぐらいの間伐が府の標準なんですけども、大体40年生、50年生ぐらいの山を3割間伐したところで、5年ないし10年以降にはまた3割ないし4割ぐらいの間伐をしなきゃいけないという状況でございますが、とりあえず見たところ、1回間伐すると、ここへ間伐しましたということになって、当分、間伐対象にはならない。ということになると、結局、この途中で見たんですが、60年生ぐらいになると収穫年齢になっておると、林齢になっておるとということなんですけども、収穫しましても使い道としたら、こいのぼりのさおぐらいしかない、非情に細くて長い山にしかならないんです。

ということで、私、この計画を見たときに、ああと思ったのは、そういう間伐でも、今とても山奥で間伐した木を下まで持ってくるということが無理な、もともとただの木ですから、費用をかけるのももったいないから、大体、間伐するんやったら、できれば6割ぐらいの間伐をやりまして、そのまましゃあないさかいほっとくというふうな感覚で、あと10年ないし30年先に材木の値段が出たときに、また次を考えるというふうな、そういう、確かにうちの村もアダプトフォレストその他ございまして、いろいろお願いしたところ、約5ヘクタールは、この間、日本生命さんがやったということで、今度2月5日に協定を結ぶんですが、その辺は道路から非常に近くで、道路からきっちり見えるとこやないと、ニッセイさんとかあそこらはなかなか入ってくれない。ということになりますと、奥山は結局、最終的には、放置森林にしかならないということで、先ほどの山地崩壊という話もございまして、やっぱり、木を、スギ・ヒノキをどんどん切って、光を中に入れてやらないと、なかなか山の山地崩壊もとまりませんしということで、考え方としたら、

まず木を出してくるとかそういう現実離れした話やなしに、どうにかできるということになると、ある程度、公費をぶっこんで、山を思い切って木を切ってまうという考え方にならざるを得んのかなと。

特に、私、府の方なんかとお話ししますと、街では木を切ったらいかん、緑が大切やとそういうふうにおっしゃるんですが、私どもの村なんか行きますと、どないぞして木を切るんかいなど、木を切れんかいなど。緑をいかにして少なくして、要は木なんか受光量の問題ですから、20本の木を5本にしますと、結局、残りの5本で同じような成長力で木は育ってくれますから、そういうことで、いかにして木を切るかということを考えながらお話しすると、どうも皆さんと感覚的にずれが生まれて、例えば、桜の木なんかでも、「あんなもん切ってまわんとあかんやないか」と言うと、「いや、桜は花咲くから切ったらいかん」とか、そういう話になりまして、なかなか、どっちかという我々の力よりも緑の成長力が非常に強いから、もうどうしても成長力に負けちゃうということで、ぜひ、この際、皆さんの考え方を幾分変えていただいて、何でもええから、もう山の木は半分はまずもう目をつぶって全部切ってまうというふうな行動計画をつくってもらわんと、おそらく放置森林が結局、山が山にならずにやぶになると我々言うんですけども、大体50年生ぐらいの山ですと、10年ほっておくと必ずやぶになって、とても収穫できるような状況にはならないと私は理解しておりますので、できるだけその辺を考えていただいたらなと、そういうふうに思います。

【古川会長】 ありがとうございます。

【北山森づくり支援補佐】 いいですか。

【古川会長】 北山さん、どうぞ。

【北山森づくり支援補佐】 今、ご意見いただきましてなかなか考えが合わないということでしたが、それほど違ってないのかなと我々としては思っております。といますのも、先ほども申しましたように、これまではとにかく何でもええから切ろうということで間伐を進めてきたわけなんですけども、そうなるといつまでも公費を投入して山の面倒を見続けられないといけないということもありますので、できるところから木材を売って、森林の手入れができるようにというほうに転換していこうと、今、過渡期かと思うんですけども、そういう方向に変えていこうというところでございます。

ただ、一番異なるのが共同間伐ということで、6割という思い切った間伐なんですけど、これはなかなか我々のほうとしては、今までの技術的な経験も積み重ねもありませんので、

そこが踏み切れないところかとは思いますが。先ほどおっしゃられたように、3割程度の間伐をして、5年ないし10年に1回、繰り返して育てていくというやり方が、やはり今の技術的な体系として成立したものがございますので、それに沿ってやっていくのかなとは思っております。

ただ、委員がおっしゃられたように、なかなか切っても売れない、細過ぎるし、まだまだものにならないということもありますので、それはこれから、例えば道をできるだけつけて、奥山でも出してこれるようなというような対策を進めるですとか、あるいは、細いものでもバイオマスとして使えるようにということも出てきていますので、そういう利用を拡大していくということで、なかなかこれからやっていくことばかりで、今すぐというわけにはいきませんが、そこは少しずつでも取り組んでいきたいと思っております。

それと、もう1点、ご指摘いただきました奥山につきましては、これは我々も今後の課題かなと思っております。道をつけるといいましても、奥のほうのどこでも全部道つけて出してこれるのかというところと決してそうではないと思っておりますので、なかなか手の入れられない、採算の合わない人工林をどうしていくのかというのは、これからの課題というところで、また考えていきたいと思っております。

以上です。

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見ございませんか。

吉田先生、どうぞ。

【吉田委員】 2つほどお教えいただきたいと存じます。

3ページの一番下に展開方向としまして、環境林、それから循環林を目指すというふうなことが書いておられますけれども、19ページにありますようないろいろな取り組みによって、どの程度の割合にこれからされていこうとするのかをお教えいただきたいと思っております。また、上のほうに、生物多様性の森もありますので、どのぐらいの割合を考えていらっしゃるのかもお聞きできたらと思っております。

それから、もう1つは、5ページの先ほどありました木材利用量、平成28年に1万4,000立米、非常に数値が今の状況と比べると大きいんですけども、利用量が大きく増すということは非常にいいことだと思いますけれども、これを出された根拠、それから、その内訳、下にいろいろな取り組みがございまして、それについてもお教えいただければと思います。

以上でございます。

【古川会長】 どうぞ。

【北山森づくり支援補佐】 まず、1点目の環境林と循環林の割合でございますが、これは細かい数字ではないんですが、大ざっぱに言いますと、今、府内のスギ・ヒノキの人工林は約2万ヘクタールございます。このうち、いわゆる循環林として、当面、森林経営計画を策定して、木材を利用しながら手入れしていけるという、そういう経営計画を策定できる森林面積というのが約8,000ヘクタールですね。当面10年程度の見込みということになりますけども。というふうに考えておりますので、8,000ヘクタールは循環林としてやっていくと。残りは全て環境林になるのかどうか、これはまたこれからの対策にもよるのかと思っておりますが、当面はそのような数字で考えております。

それから、1万4,000立方メートルなんですけども、これは、今申しました経営計画約8,000ヘクタールを樹立することによって、今後、出材が見込める量、これが年間1万4,000立方、28年度には1万4,000出してこれるという見込みがあるということと、利用拡大のほうでも、住宅への利用ですとか、あるいは、先ほど申しました木質バイオマスの利用としての拡大、これが大きいと考えておりますので、それらも合わせて、需要のほうでもこれだけの量が見込めるということで、1万4,000立方の設定をしたところでございます。

ちなみに、この計画書でいきますと、17年度の数字が当初ということで書いておりますので、非常に10倍近い数字になっておりますが、もともとの設定は24年度の実績、約7,000立方メートルがございまして、これを28年度には倍増させて1万4,000立方メートルということになっております。

以上です。

【吉田委員】 生物多様性の森について、ちょっとお願いしたいと思っております。

【北山森づくり支援補佐】 この目指す森林の姿につきましては3つ掲げておりますけども、それぞれが重複して機能を発揮するということもございまして、どれが何ヘクタールというようなわけでは考えてはおらないんですけども、ただ、生物多様性ということではやはり期待されますのは、天然林ですとか竹林、特に竹林の拡大しているようなところは、非常に植生が単一化しますので生物多様性も低下するということがございまして、そのあたりが主なターゲットになるのかなとは考えております。

【吉田委員】 ありがとうございました。

【古川会長】 ありがとうございます。

他にございせんか。

坂野上さん。

【坂野上委員】 幾つかあるんですけども、まず、9ページの一番上の森林経営計画の策定ということなんですが、これは具体的に大阪府で、どれくらいの割合といったらいいのか、森林経営計画を策定できるように目標というのがあるのかどうか、明確な目標がないにしても、ちょっとわかりませんが民有林の何%とか、そういう見込みみたいなのがあれば教えていただきたいというのが1点目と、2点目は、ちょっとわからなかったのでお尋ねしたいんですが、10ページにあります、下にアスタリスクでも説明してありますが、森林保全員というのがございますけれども、これはこれまでもあるシステムなのか、あと、これはボランティアというか、お金を払うのかどうか、ちょっとどんな依頼の仕方をされるのかを教えていただきたい。あと、最後、今も吉田先生からも話がありましたけれども、木材消費の拡大ということでしたら、例えば15ページの木の駅プロジェクトのところに、平成27年度以降の取り組みであります、例えばこのバイオマス発電の本格稼働というのは、これがあるのかないのかで全然違ってくるのではないかと思うのですが、他府県では具体的な話も聞きますけど、今の時点で何か公表できることがあればお教えいただきたいと。

以上です。

【北山森づくり支援補佐】 まず、1点目の計画の策定目標でございますが、先ほども申しましたとおり、府内のスギ・ヒノキ人工林2万ヘクタールに対して、うち8,000ヘクタールについては経営計画を策定できる、あるいは、したいということで考えているところです。現在、約1,000ヘクタールほどの策定面積となっております。それから、2点目の森林保全員でございますが、これは大阪府のほうで任命をして、要は日当をお支払いして山の巡視をしていただくと。それぞれエリアを決めて、月に2回、地区を回っていただいて、山の異常がないかどうかということを見ていただくという制度になっております。有償でということですね。これはもう従来から行われている制度ということですよ。

それから、バイオマスのほうなんです、実は府内でも今、発電所の設置計画が進んでおまして、これが27年度に稼働する予定、計画ということで、今、計画といいますか、作業のほうも順調に進んでいるようですので、予定どおりであれば、27年度から発電所が稼働開始するということになっておりますので、ここに向けて供給すると。今、お聞き

しているところでは、5,000キロワットクラスの発電所ということですから、材料になります木質のチップで年間約6万トン消費されるということになっております。乾燥したチップの重量で6万トンですので、乱暴な計算ですけど、原木にすると10万立方メートルぐらいになるのではないかと考えておりますから、府内産材だけでは到底足りる数字ではありませんし、逆に言いますと、府内から出してこれるもの、採算の合うものがあれば幾らでもそこで使ってもらえるという状況になるのかなというふうには期待しているところです。

以上です。

【坂野上委員】 ありがとうございます。

【古川会長】 三宅委員、どうぞ。

【三宅専務理事（花尻委員代理）】 まず、14ページと16ページに関連いたしまして、今、政府のほうも、林野庁の目玉の施策といたしましては、オリンピックを契機に、まちづくりの中にもっと木材を使っていこうというのが一応もううたい文句になっております。そういった中におきまして、やっぱり、こういう計画に関しましては、川上、川下の連携が絶対大事なんですけど、私ども川下のほうとしましても、だんだん木材界といいましても、山のほうも大変ですけども、川下のほうも、ほんまに土俵が狭なってきまして、だんだんほんとうに厳しい状況にはなってきております。しかし、厳しい厳しい言うともいけませんので、ほんとうに需要開発に関しましては、自分たちでどんどんやっけないかんといい使命感で頑張っておるわけでございますが、大阪府さんと一緒になってともに頑張りましょうという観点から、1点。

まず、この計画の中に、やっぱり市町村の役割というのが、あまり市町村という言葉は、きょうは首長さんもいらっしゃいますけども、特に木材利用基本計画に関しましては、泉州のほうは熱心に取り組んでいただいておりますが、きょうも所長も来てはりますけども、肝心の大阪市、それから、北部のほうの市町村、そういった意味からも、やはり市町村がその気になっていただかないと、なかなかやっぱり制度設計といいますか、そういったことをせんとなかなか進めへんのじゃないかなと考えます。そういった意味からも、今後そういう観点から、非常に、私どもいろいろ、例えば大阪府の支援をいただいて、御堂筋の木造化をしようと思いましたが、やっぱり壁は厚かったです。その中でも、例えばいろんな大手の企業でも、例えば大阪市がもっとこういうことに熱心であれば、もっとそういうメリットがあれば、金じゃないんですけど、何かそういうものがあれば、もっとと

いう気もありました。話もありましたけども、なかなかやはり御堂筋のビルの木造化でもなかなか大変やと。

しかし、一部の熱心な、例えば北区の区長なんかが非常に、それはもともと加西市長をしてはって、そういうおもしろいおじさんがおって、やはり何とかやろうということで、北区の区役所のビルの木造化を今後、大阪府の支援をいただいてやれるようになったんですけども、やはりそういった意味からも、それを契機に、やはり地域全体、あの天六の全体を街の中に木材をもっと入れようという動きを、区から広げていきたいと考えております。そういった意味からも、やはり、都市との対話を進めますという観点書いておられますけども、やっぱりそういう意味で、もっともっとそういう層を広げるためにも、そういう制度設計といいますか、それと、市町村もその気になって、なっていらっしゃるんですけども、やはりもっとそういうPRが必要ではないかなと考えております。

そういった意味からも、私ども、大阪商工会議所の佐藤会頭に働きかけまして、もっと経済界に対しても、木材をもっと使っていこうということをアピールするために、大阪商工会議所から、今度、日本商工会議所のほうに話を持っていきまして、これは政府のほうも注目しておりますが、例えば、地域活性化専門委員会というのが日本商工会議所の中にあります。その中で、今まではいろいろ各地域のそういうテーマだったんですが、林業の活性化を通じて、地域活性化の方策に関する検討会を立ち上げました。それは、私どもの木連の越井前会長が委員となりまして、また、中央に乗り込んでいきまして、今申し上げましたような、東京はやっぱりオリンピックをメインにして、やっぱりそういう木造化、街の中に木材を使うということがどんどん進められておりますが、大阪におきまして、各地域においても、林業の活性化を実施して、もっと街の中に木材を使うことによって活性化していくための具体の方策をしていくということを提案いたしまして、それを具体化を図っていききたいと考えております。

それと、これも今年度、大阪府の支援をいただいて、病院とか学校、駅舎そういったところに、どんどん継ぎ材を張っていきますが、16ページに木づかい評価制度の創設というのがありますが、空気浄化とか衝撃緩和効果とかリラククス効果、確かに、これはほんとうに私どもも環境農林総合研究所の研究员さんと一緒に研究させていただきまして、非常に効果がございます。今後、これをもっとわかりやすい形で、いろんな例えば、今、中国からのPM2.5、最近、それはPM0.5とかいう、わけのわからんそういう汚染物質も出てきて、それが非常に体にとってどやとかいろんな話も出てきております。そういっ

た中におきましては、今後、やっぱりそういう府民に対して、わかりやすい客観的なデータをやっぱりもっと出し、積み立てていく必要がある、整理していく必要があると思います。そういう点できょう、大河内理事長とかお越しになっておられますが、改めて、そういう客観的なデータの整理とか研究、そういったものを、一度、大阪府の中に、これ、大阪府のそういう頭脳というのは日本でも図抜けておりますので、そういったことをやっぱり発揮していただいて、一層、そういう独任法人になられたので、新しいビジネスにもつながると思いますので、ぜひとも、それはよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

【古川会長】 北山補佐。

【三宅専務理事（花尻委員代理）】 お答えは結構です。要望と一緒にやってましたので。

【古川会長】 芝田委員、どうぞ。

【芝田委員】 三宅委員のほうから、市町村の取り組みに関して1つのご意見あったように思うんですけども、大阪府のいろいろご指導もいただいて、河内長野市は今年度秋に、地域活性・交流拠点、増田委員にもいろいろお世話になっているんですけども、そこは、単に、農の拠点ということではなくて、本市としては地域活性・交流拠点というふうに名づけまして、今、取り組みの最終段階に入っているんですけども、一首長の意見として聞いていただけたらいいと思うんですけども、確かに農の分は、確かに、河内長野の外環沿いにも幾つかの拠点ができていて、それは農産物の直売所という1つのイメージがあると思うんですけども、これは、例えば、食の安全とか食育とか、ああいう取り組みの中で、かなり、私一番思うのは、消費者というか市民と売る側とか、そういう拠点をつくる側との距離感が非常に近い。だから、いい新たなものを、できるだけ安いものを求めて、かなり範囲が広範囲で動いているような感じがするんですけども、その木育といますか、去年、私もそういう会議に出させていただいたんですけども、やはり、行政の中でも、まだ市民権も得ていないといいますか、そこらの取り組みがもっともっと必要のかなど。例えば、木と、それから、消費者市民との距離感、これはやはり農の農産物に対する思いと当然かなり大きな差があって、うちとしては別に農だけというふうにはもちろん思ってないですし、農、それから、林、商工、いろんなものを、その拠点に持ち込んでもらってやっていこうという思いがあるんですけども、どうも、つくり手とまた、売る側と買い手、市民との距離感が、農よりはまだまだ林のほうに距離があり過ぎて、そ

こをどう埋めていくか、これは例えば1つとっても、食育というのはある意味、学校でももう取り組んでますし、そうすると、木育はどうなんかというと、生まれた赤ちゃんにウッドスタート、そういうことで取り組みを始めようということですから、それは、時期的にいわゆる取り組みの時期のずれがあるので、まだまだ入り込んでないといえますか、例えば、学校の教育の場とか、そういうところへももっともっと働きかけていただいて、皆さんが、やっぱり、府の皆さんの力をさらに発揮していただいて、距離感を縮める、そういう取り組みをぜひ、私たちも行政としてももちろんやるつもりでもおりますし、ぜひまたお力添えいただいて、その辺のところ、ある意味、木育のこれからの取り組む方向性であるとか、具体的な策とか何かそういうのをお持ちであればまた教えていただいて、協力させていただけたら、そんなふうに思います。

【古川会長】 ありがとうございます。

どうぞ、花田先生。

【花田委員】 花田でございます。

距離感を縮めるというお話が今あったんですが、そのために大切なのはやっぱりコミュニケーションだと思います。それで、川上と川下をどのようにつないでいくかというときに、人がどうやったら動くかということを考えますと、経済的なことで動くということもあるんですが、心理的なことで動くということもかなりあると言われていています。それで、経験、例えば木がほんとうにあったかいな、チップのストーブの暖かさがやわらかいとか、木質自体がほんとうに気持ちがいいなと思う経験というのを、まず、特に大阪府下の都市部の子供たちにしてもらいような機会が増えるといいなと思います。それで、例えば、河内長野にもとてもいい施設ありますけれども、木材会館でしたか、大阪市内。とてもいい建物で、多分、今度賞ももらえると思うんです。

【三宅専務理事（花尻委員代理）】 仲買会館ですね。

【花田委員】 木材仲買会館という、とてもいい、ああいうのが街の中にあるといいなというふうにとっても思いました。それから、気持ちがよくなるという心理的な点でいうと、きょう、これ拝見させていただいて、エコポイントの使い方で、ポイントを積み重ねたら、その名前で木製のベンチなどを寄附してくださるということが書いてあって、早速、多分、昨日うちの大学、また間伐材のプランターをかなり購入しましたので、ちょっとポイントを獲得して、街の中にベンチを寄贈させていただこうかなと思うので、こういううまい仕組みをつくっていただくと、取り組みたくなる気持ちになると思うので、そういう仕掛け

をどんどんつくりながら、先ほどおっしゃった、木がどれだけいいかということを実際に消費者にわかっているような表示の仕方というのもとても大切だと思いました。

もう1点なんですが、ちょっと古い話になって恐縮です。先ほど、3点あるのの副題がちょっと合いませんねというご指摘がありました。私は対話を進めますというのに書いてある地域、森林所有者、府民、それから、都市というのは、これは誰がやるかということではなくて、この対策の目指す方向性を示しているのではないかなと思って受けとめておりました。ですから、方向性としてこういう言い方をしているのであって、実際にそれをおやりになる方というのは、また、個々の森林所有者の方であるとか、そういうことが「都市との対話を進めます」の中に出てきてもおかしくはないんじゃないかなと思いますので、この副題は、あながちあまり外れてもいないのではないかなという、これは意見でございます。

以上でございます。全て意見ですので、お答えは結構でございます。

【古川会長】 これは意見だけです。

奥野委員、どうぞ。

【奥野委員】 奥野でございます。

私、今、山主の立場でちょっとご報告させていただきたいんですけども、先ほど、木材需要の搬出量が7,000立米とか、1万4,000立米、私ども山のほうから搬出しますよというお話、府のほうからも説明をしていただいたんですけども、私ども、今のほうでは、経営計画を樹立しなさいよと、今まで、点、切り捨てだけでよかったんです。これから、面の面で広く広げていきなさいよという形でお話をいただいて、私ども今、進めておるんです。私自身も進めておりますけれども、そうやってまいりますと、今、山から木を出すために路網、道をつくりなさい。そのためには、どうなっていくかといいますと、今度は、木出さないとお金にならないということでございます。

それで、今、先ほど松本委員からお話しいただきましたように、私どもでも、今、経営計画を立てますと、ヘクタール10立米出す、あるいは20立米出しますよ、30立米出します、補助金が全部変わっていくんです。立米数を出すことによって金額が上がっていきます。また、切っても、ある程度のところはオーケーというのありましたね。あります。そういう形の中で、経営計画を樹立することによってやっつけていける。その中で、この量が増えていきますのは、今は素材業者とか、私ども山主が自分で出している量が5,000なり、そのぐらいの立米数でございます。これから、経営計画を何方所か樹立していきま

すと、量が必ず出てこないとおかしいんです。メーター、2,000メーター、3,000メーター、いろいろつけていきますと、必ず立米、ヘクタール、10立米、20立米、30立米出てまいりますと、そのぐらい出てこないと、大阪の山がもう倒れてしまうと。そうならないように今、私どもがこの経営計画を樹立することにやって、今取り組みさせていただいた。

ところが、第1回目、私どもが樹立しましたところが、国のほうの施策の間違いなのか、いろんなところの間違いがございまして、木を出しましたら暴落してしまって、搬出費も出てこないぐらいの価格になってしまったと。それで、今、大阪府のほうにもお願いして、木材を利用していく方法論、国のほうにも、私ども全森連を通じましてお願いしておるので、その量をやっぱり確保していただかな、使うところの確保をしていただかないと、経営が成り立っていかないとこがどんどん出てくると。この中で、やっぱり出てくる量とそれから使用する量のある程度、均一化を図っていただく方策というのは必ず必要になってくる。

それで、今、困っておりますのが、木のポイント制度とか、いろんな形で木材の需要増えました。以前に暴落しましたので、山主が全然切らない。そしたら、木がなくなって高くなっているというような状況に相なっておりますので、こうならないような循環をどのように我々、山、川上と川下が一体化し、いろんな形、また国の施策の中に取り入れていただいてやっていただくか、これをやっていかないと、林業地が全部、あまり値段が上下しますと、やっていけないと。松本村長言われるように、6割切りなさいといたら、私ども山主さんが6割切らせていただいたら、立米数がものすごい出てきますので、その辺も、山主さんの負担が軽くなる。ただ、山のほうがそれでいけるのか。この辺は私どもわからないんですけども、今、先ほどお話しいただいた山の切り方もそういう形の中でどうしていくか、この中で使用量、それから出てくる量の使い方、いろんなことを総合的に判断をまた大阪府のほうにもお願いしたいと。これでいけるよ、計画を樹立するのに、市町村通じまして出させていただきますけども、その辺の形の中で使用量もいろいろなことを考えていただいて、やっていただかないと、林業家が、山主が、大変困ったよ、もう次、道つけて要らんわと言われたら、もうこれが我々、大変困りますので、そうならないように、これは私どもの目標じゃなしに、出さないと大阪の山が潰れてしまうということで、今、その辺の取り組み方、私自身も今取り組んでおりますので、その辺、ご報告ということでさせていただきたいと思っております。

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、もうほかに。あまり熱心で時間ちょっと超過したんですけど、もうほかにございませんか。

ないようでございますので、続きまして、報告2、林地開発許可等実績につきまして、事務局から説明をお願いします。

【杉山副主査】 みどり推進課保全指導グループの杉山です。よろしくお願ひいたします。

座ってご説明させていただきます。

資料4の林地開発の許可実績についてご報告いたします。なお、今年度につきましては、開発行為の森林区域面積が5ヘクタールを超えまして、森林整備保全部会のほうに諮問させていただいた案件はございません。

それでは、お手元の資料4-1の1ページ目、林地開発許可実績をごらんください。

昨年の2月18日に開催されました審議会から昨日までの間に行いました林地開発の許可の実績を、開発行為の目的別、新規・変更の別に、件数と開発行為に係る森林の増減を取りまとめております。

①の住宅地開発において増減が0となっておりますが、これは事業の承継により、行為者の変更について許可したもので、事業面積に増減はございません。

新規の許可では、②の事務所・事業場の造成が2件、⑦の道路の造成が1件で、開発に係る森林の面積の増加は合計7.6ヘクタールとなっております。

変更の許可では、①の住宅地の造成が1件、②の事務所・事業場の造成が3件、③の土石の採取が10件、⑦の道路の造成が2件の合計16件となっており、開発に係る森林の面積の変更許可による増加は5.3ヘクタールとなっております。合わせた合計では19件で、開発行為に係る森林区域の面積の増加は約13ヘクタールでございました。

続きまして、各案件の概要につきまして、2ページ目の資料4-2をごらんください。

表の左から行為ごとに許可の申請者、管轄事務所、行為の場所、目的、内容と面積について、前回の許可、今回の許可とその増減、そして許可の年月日、及び新規・変更の別を順番に記載しております。こちらの表におきまして、増減が0となっているものがありますが、これは事業面積に増減がなく、工期の延長や施設の配置変更などについて許可したものです。19件の許可のうち、②の事務所・事業場の造成の新規2件は、太陽光発電施設の整備によるものでございます。

裏面 3 ページに移りまして、③土石の採取の変更 10 件でございますが、こちらにつきましては、採石法の場の認可の許可期間と合わせて許可を行っているもので、今年度こちらが集中したために、件数が 10 件と多くなっております。

4 ページ目の⑦道路の造成 3 件につきましては、西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の建設でございます。

続きまして、5 ページ目の資料 4-3 をごらんください。

こちらにつきましては、国や地方公共団体などの事業者が開発を行う際に、協議を行い、同意したものを取りまとめたものでございます。

①の住宅地の造成が変更 2 件で、開発に係る面積の増減は、合計マイナス 235 ヘクタールとなっております。これは、次のページの資料 4-4 に記載しています、独立行政法人都市再生機構西日本支社による、箕面市、茨木市での国際文化公園都市、彩都事業による住宅地開発につきまして、当初の西部、中部、東部の 3 ブロックから成る開発のうちの東部の 1 ブロックを事業区域から除外することによりまして、林地開発の協議が変更となったものです。

また、⑦の道路の造成が新規に 4 件あり、開発に係る面積の増加は 9.1 ヘクタールとなっております。こちらにつきましては、国土交通省近畿地方整備局による国道整備と大阪府によります新名神高速道路の取り付け道路の建設となっております。

今回の許可等の実績報告は以上となるんですが、7 ページの参考資料 1 をごらんください。

過去 5 年の林地開発面積の許可・協議ごとの推移を示したグラフを添付いたしました。左のグラフは、許可と国や地方公共団体との協議の過去 5 カ年の面積の推移を示しております。その右のグラフは、許可面積を目的別に示したグラフです。両方のグラフとも、平成 23 年度が突出したグラフとなっております。こちらにつきましては、この年、新名神高速道路の建設が 88 ヘクタールありまして、その分が増大しております。それを除きますと、ここ 5 年ほどは 10～20 ヘクタールほどで、許可につきましては推移していません。

続いて、8 ページの参考資料 2 をごらんください。

今後 3 カ年の間に、森林区域から除外される見込みの規模が 5 ヘクタール以上の案件のリストを添付しております。また、9 ページの参考資料 3 に、それぞれの大まかな位置関係を示しております。上段は民間開発による住宅地や事業所の造成案件で、3 件で約 70

ヘクタール、下段のほうは住宅地の造成、道路の造成といった公共事業などの協議によるものが4件で約300ヘクタール、合計約370ヘクタールが、今後3年以内に森林区域から除外される見込みとなっております。ですが、今後の事業の延長などにより、完了期間が変更されれば、それに伴いまして、森林区域から除外される時期も前後することとなります。

以上が許可実績の報告でございました。

最後に、今年度林地許可を得ずに違法開発を行ったとして、森林法違反で摘発される事案が起きましたので、ご紹介させていただきます。

お手元の続きの参考資料4、向きが変わるんですけども、5月の新聞記事の切り抜きを添付しております。

大阪府の北部に位置します豊能町におきまして、無許可で森林を切り開き、建設残土を積み上げたとして森林法違反で事業者が家宅捜索を受けました。記事の2段目にありますように、行為者は平成23年に開発面積が林地開発の許可が不要である1ヘクタール以下であるとして、豊能町のほうに伐採の届け出を提出し、開発行為を行っていました。その後、開発面積拡大していき、許可が必要な1ヘクタールを超えたにもかかわらず、許可を得ずに開発行為を行い、最終的には開発面積が約7ヘクタール、そのうち森林の区域が約4ヘクタールという規模まで開発行為を継続したために、今回の事態に至ることとなりました。

本件につきまして、大阪府としましても、現場事務所が中心となりまして、再三再四にわたる行政指導を継続し中止勧告も行いましたが、行為が中止されることはなく、昨年4月には、行政処分である中止命令を行為者に施行したところでありました。しかし、悪質な事案であったことから、警察の捜査が入る事態に至りました。事業者のほうは、8月に略式起訴による罰金刑を受けております。その後、事業者には是正計画の作成の指示を行い、現場の是正について力強く指導を繰り返してきました。現在、是正計画書の提出がなされ、2月から是正工事が開始される予定です。今後は是正計画どおりの施工を指導するとともに、違反行為がないか引き続きパトロールを行っていきたいと考えております。今後も所管法令を適正に運用し、違反行為に対しては是正指導を行い、法的手段を含め対応していきたいと考えております。

以上で、林地開発許可等の実績報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

【古川会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明のありました内容につきまして、委員の先生方から何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、これで報告事項を終わりにさせていただきます。

以上で、本日より予定をしておりました議事及び報告事項について、全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり、議事の円滑なる進行にご協力いただきありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【司会（岩下総括主査）】 ありがとうございました。

それでは、ここで、冒頭でも課長の挨拶で申し上げましたが、「森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」につきまして、簡単にご説明させていただきます。

【田中自然環境補佐】 それでは、資料5につきまして、「森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」の設置運営ということで、自然環境グループ田中のほうからご報告させていただきます。

座って説明させていただきます。

会議の設置でございますが、昨年12月24日に議会の議決を経まして、府の附属機関ということで設置しております。

検討事項でございますが、森林の保全及び都市の緑化の推進に関する施策としまして、いわゆる大阪のみどり施策全般について検討するということと、また、財源の確保についても調査検討していきたいと考えております。

それから、委員でございますが、当審議会の会長代行もしていただいております増田先生に会長をしていただき、お願いしているところでございます。また、財源の確保ということがございますので、地方財政学の専門の方でありますとか、環境経済といったような先生に入っていただいております。この調査検討会議ですが、既に今月の1月16日に第1回の会議を開催しております。その中では、森林の保全及び都市緑化の現状と課題につきまして府のほうから説明しました。また、あわせて、林業関係者からヒアリングを行っております。

委員の方からは、予算がかなり減っていますねというお話でありますとか、ヒートアイランド対策に街路樹というのは重要ですよと、特にその効果を府民にPRするということ

も大切ですよというお話、それから、今、多くの県で森林環境税というのが実施されていますが、全て5年程度の時限を設けておりまして、税を財源とするという場合には、その期間に何を達成するのかという目標設定でありますとか、住民理解というものが重要ですよということをご指摘いただいております。また、林業関係者のヒアリングでは、この審議会の委員であります奥野委員に指導林家という立場からご意見を伺っております。

今後の会議予定でございますが、来月24日に施策のあり方、方向性について検討いたします。また、第3回として3月には財源のあり方論を議論いたしまして、年度を越えて、4月に1回から3回の検討状況も踏まえまして、中間的な取りまとめを行う予定にしております。その後、5月議会におきまして、議員の方々からご議論いただきまして、その内容も踏まえまして、その後の進め方につきましては決めていきたいと思っております。都市の緑化の推進とか、本日ご報告いたしました放置森林対策行動計画をはじめとした森林施策を進めていく上でも財源の確保というのは重要なポイントと思っておりますので、そのような観点からこういう新しい会議というものを設置して検討を進めているということで、本日ご報告させていただきました。

以上でございます。

【古川会長】 ありがとうございます。

【増田委員】 ちょっと一言だけ。多分、きょうも議論が出ていましたように、こういうことを検討していく中で、川下である880万人府民の理解というんですか、そのあたり、あるいは消費行動につなげていただくとか、その川下の、きょうも木育という話が出ていたりとか、そのあたりが非常に重要で、その意識をきっちりと高めていただいて、それと川上をつなげていくと、何かそんなことを要するに議論できたらと考えております。きょうもここでいろんなご議論いただいた、やはり木育であるとか、もっと要するに木材なり、木というものに対する意識の啓発であったりとか、具体的にどういう使い方があり得るのかとか、その辺の話、ここできょういただいた意見なんかも、ここで少しご紹介しながら展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【古川会長】 ありがとうございます。どうもありがたいです。

【司会（岩下総括主査）】 ありがとうございました。

これで予定しておりました内容は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり、貴重なお時間をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

最後に事務局から2点連絡させていただきます。

1点目、出欠確認票、一部の委員の方からは回収させていただいておるんですけども、まだお手元に残っておられる委員の方おられましたら、ご氏名をご記入の上、机に置いたままお帰りいただきたいと思います。

2点目、お車でお越しの委員の方いらっしゃいましたら、駐車券をお渡ししますので、終了後、事務局のほうまでお申し出ください。

それでは、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

—— 了 ——